

# 設立委員の事務について

設立委員の主な事務は以下のとおりである。

- 主務大臣への設立の準備の完了の届出
- 独立行政法人の理事長となるべき者への設立に関する事務の引継
- 財団法人公庫住宅融資保証協会から独立行政法人住宅金融支援機構に対する権利及び義務の承継に関する申出に係る認可申請

(参考)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（設立委員）

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（抄）  
附 則

（財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ）

第六条 昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。